

貿易関係証明発給システム(オンライン発給・申請)について

姫路商工会議所

1. はじめに

・オンライン発給で取得可能な証明書は、非特惠原産地証明書（日本産及び外国産）、サイン証明（「衛生証明書」、「自由販売証明書」、「翻訳証明書」、「その他サイン証明」）、インボイス証明となります。

なお、サイン証明・インボイス証明については、商工会議所指定の様式となります。

※商工会議所指定の様式は、当所のホームページに掲載している各種マニュアルからご確認ください。

自社作成のサイン証明・インボイス証明の発給をご希望の場合は、従来通り書面での発給申請をお願いいたします。

・代行業者による代行申請も可能です。（※申請企業が貿易登録済みであることが必須）

代行業者の貿易登録方法の詳細は、「【発給システム】代行業者の貿易登録について」（PDF ファイル）、「サブ ID 管理マニュアル」をご参照ください。

・企業登録及び発給手続きに関しては、当所ホームページよりダウンロードしてご確認ください。

【掲載しているマニュアル】

- ・パンフレット「原産地証明書のオンライン申請・発給」（PDF）
- ・申請者向け操作マニュアル（PDF）
- ・原産地証明書（外国産）マニュアル
- ・インボイス証明マニュアル
- ・サイン証明マニュアル
- ・【発給システム】代行業者の貿易登録について（PDF）
- ・サブ ID 管理マニュアル（申請者・代行業者用）
- ・動画マニュアル「貿易登録申請の手順」（<https://youtu.be/J7UGj0zokwg>）
- ・動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」（<https://youtu.be/HrS2WV8l9ss>）

2. システムの動作環境・機器について

インターネットからのシステム接続となり、自社サーバ・パソコン等へのインストールは不要です。

①以下の環境が使用できるパソコンが必要です。

- ・ OS : Windows10 (32/64 ビット)
- ・ 指定ブラウザ : Google Chrome (最新版のみ動作保証)
- ・ ソフトウェア : AdobePDF が閲覧・印刷できるソフトウェア

②カラー印刷が可能なプリンタが必要です。

※初回ログイン前にあらかじめブラウザ設定を行っていただく必要があります。

詳しくは「申請者向け操作マニュアル」の P.4「システムの動作環境」をご確認ください。

※一部ブラウザでは、表示が崩れてしまう可能性がありますので、Google Chrome での閲覧・作業をおすすめいたします。

3. 貿易登録（申請者・代行業者）

・現行（書面発給）の貿易登録では、貿易関係証明発給システムをご利用いただけません。

貿易関係証明発給システムをご利用の際は、**現行（書面発給）の登録有効期限内であっても、発給システムに、新規に貿易登録をいただく必要がございます。**

・貿易関係証明発給システムの貿易登録をしていただくと、発給システムを通じた申請だけでなく、書面での発給申請も可能です。

① 以下の URL にアクセスし、手続きを進めてください。

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=2802

【参考：動画マニュアル「貿易登録申請の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=J7UGj0zokwg>

② 必要事項をシステムに登録後、以下の書類を**紙媒体**で当所までご提出をお願いいたします。

	法人	個人
システムより印刷し 必ずご提出いただくもの (共通)	・貿易関係証明(申請者・代行業者)業態内容届 ・貿易関係証明に関する誓約書(申請者・代行業者) ・貿易関係証明(申請者)署名届（登録人数分）	
別途必ずご提出いただく もの	・商業登記簿謄本＜履歴事項全部証明＞ ・法人印鑑証明書 ※両方 3 カ月以内発行の原本	・代表者の住民票 ・代表者の印鑑証明書 ※両方 3 カ月以内発行の原本 ・個人事業者であることの証明資料 (開業届写し又は直近の納税証明書 (事業税) の写し)
(該当される場合のみ) 別途ご用意頂きたいもの	＜旧姫路市以外の方＞ ・ <u>地区外登録の申請書</u> （当所ホームページよりダウンロードが可能です） ＜古物を扱われる事業の方＞ ・古物商許可書の写し ＜サイナー又は代表者が外国籍の方＞ ・旅券または外国人登録証明書、在留カードの写し	

※「貿易関係証明(申請者)署名届」は、ご記入いただいたサインを当所でスキャンしてシステムに取り込みます。白上質紙に印刷後、濃く・はっきりと・枠線からはみ出さないようにサインをご記入ください。（サインは黒のみ。カラーは不可です。）

※登録有効期限は、会員・非会員ともに 2 年間で、2 年ごとに更新が必要となります。

4. オンライン発給システムからの申請

貿易登録完了後、当所より「貿易登録証」をお送りいたします。

登録証記載の管理者 ID・パスワード（初期）を用いて、以下の URL よりログインしてください。ログイン後は、ご登録いただきましたサイナー毎に ID・パスワードを交付し、それぞれで発給申請を行ってください。（管理者 ID では、証明書の申請を行うことはできません。）

<https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/>

【参考：動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=HrS2WV8l9ss>

※システム稼働時間は、平日 8:30～17:30 です。（土日祝日年末年始を除く）

※オンライン発給システムで作成していただいた原産地証明書のデータは、当所承認後、貴社にて白上質紙に印刷していただきます。

※証明書は「交付済」日より 14 日以内に印刷してください。14 日を過ぎると印刷できません。

※書面発給時に使用していた原産地証明書専用紙はオンライン発給申請ではご利用いただけません。

■オンライン発給における原産地証明書の用紙 規格

①用紙：白上質紙 55 キログラムベース（四六判換算）

②寸法：A4 サイズ（210×297 ミリ） 1 枚物

※偽造防止加工用紙は使用できません。

5. オンライン発給システム各種手数料とお支払い方法について

【各種手数料について】（税込）

	会 員	非会員
オンライン登録(更新)手数料	無 料	
オンライン証明書発給手数料	1,100 円	2,200 円

※窓口で書面発給した場合と同じ価格です。

※証明書発行後、いかなる場合も返金には応じられませんのでご注意ください。

【お支払い方法について】

クレジットカード払い・請求書払い のどちらか

①クレジットカード払い（システム経由）

当所承認後にお支払い選択が可能になります。

発給を希望される書類を選択後、クレジットカード番号などの必要事項を入力し、決済を確定してください。決済完了後、証明書の出力が可能になります。

②請求書払い（月末締め翌月末払い）

当所承認後、証明書が印刷可能となります。

代金は後日オンライン上で発行される請求書に記載の口座へお振込みください。

※振込にかかる手数料等は貴社負担となります。

6. その他

【システム利用に係る注意事項】

- ・ 同じパソコンで複数の ID を用いてシステムにログインしたり、ログイン後に複数のウィンドウやタブを開かないでください。セッション異常を起こしてシステムの接続が切れる場合があります。
- ・ 操作をせず一定時間が経過すると、自動的にログアウトする仕様となっています。入力途中のデータは自動保存されませんのでご注意ください。
- ・ ご登録後のサインは変更できません。登録後にサインの形状や氏名を変更する場合は、当該サイナーを削除し、サインの形状や氏名を変更したサイナーを追加する必要があります。

・ 訂正印による訂正を行うことはできません。また、発給後の訂正もできません。**当所承認後の訂正は、再発給となり新たな手数料が発生します。**

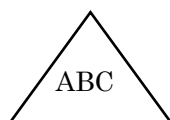
・ **原産地証明書へのアタッチシートは添付できません。**連続記載方式となり、すべてのページに申請者と商工会議所のサインが記載され、割印については記載されません。

・ **SHIPPINGマーク欄への画像アップロード（A4 縦 PDF ファイル）が可能です。**画像は 60%に縮小され、原産地証明書の最終ページに記載されます。

※ SHIPPINGマーク以外の情報は全て削除した PDF を作成のうえ、添付してください。

- ・ 下記の入力例のように、直接入力も可能です。（改行不可）

（文字での荷印入力例）



HONGKONG

C/NO.1-5

MADE IN JAPAN



ABC (IN TRI) HONGKONG C/NO.1-5 MADE IN JAPAN

☆発給は原則申請日に行います。ただし、**16時以降の申請の場合、発給は翌営業日**となります。
お急ぎの場合は、オンライン上での申請と併せてお電話いただくようお願いいたします。

☆窓口での書面発給も従来通り行っております。

【問合せ先】 姫路商工会議所 貿易証明担当

TEL : 079-223-6552 FAX : 079-288-0047

MAIL : boueki@himeji-cci.or.jp